

広島県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和五年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
瀬戸内歯科医院	尾道市因島重井町二九五五番地一	令和四年一〇月一二日
パール薬局 明石店	豊田郡大崎上島町明石二六九六番地一	令和四年九月三〇日